

Ⅱ 計 量 関 係 事 業

はかりなどの特定計量器を製造、修理、販売等する事業者は、計量法により国や県への登録や届出が必要である。

特定計量器とは、取引又は証明における計量に使用されるもの、または、主に一般消費者の生活で使用する計量器のうち、適正な計量の実施を確保するために構造や器差に係る基準を定める必要があるものとして計量法施行令第2条で定められたものをいう（計量法第2条第4項）。特定計量器には、**タクシメーター、質量計**（非自動はかり、分銅等）、**温度計、電力量計、ガスメーター、水道メーター、圧力計、燃料油メーター、濃度計、騒音計、振動計、浮ひょう、自動はかり**などがある。

なお、特定計量器以外の計量器（例えば、ものさし、ますなど）については、計量法の規制はない。

1 特定計量器の製造事業

特定計量器の製造事業者は、その事業ごとに国（経済産業大臣、県経由）への届出が必要である。

（１） 製造事業者数及び事業所数

（令和8年3月31日現在）

事業区分	事業者数	事業所数	事業区分	事業者数	事業所数
タクシメーター	-	-	圧力計第1類	2 (1)	2 (1)
質量計第1類	4 (2)	6 (2)	圧力計第2類	1 (-)	1 (-)
質量計第2類	4 (2)	6 (2)	血圧計第1類	1 (-)	1 (-)
分銅等	2 (-)	2 (-)	血圧計第2類	-	-
ガラス製温度計	-	-	濃度計第1類	-	-
水道メーター第1類	-	-	濃度計第2類	-	-
水道メーター第2類	-	-	濃度計第3類	-	-
自動車等給油メーター	3 (2)	5 (4)	ホッパースケール	6 (2)	7 (2)
小型車載燃料油メーター	3 (2)	5 (4)	充填用自動はかり	8 (3)	9 (3)
大型車載燃料油メーター	2 (2)	4 (4)	コンベヤスケール	5 (2)	6 (2)
定置燃料油メーター等	3 (2)	5 (4)	自動捕捉式はかり	5 (2)	5 (2)
液化石油ガスメーター	2 (2)	4 (4)	その他の自動はかり	4 (2)	4 (2)
排水積算体積計	-(-)	-(-)	合 計	55 (26)	72 (36)
			実 数	16 (7)	21 (9)

（注）（ ）内は、届出者住所が県外にある事業者及び事業所数を再掲。

（２） 特定計量器の製造個数

種 類	令和4年度	5	6	7
質 量 計	7,658 (1,527)	6,037 (1,442)	5,953 (1,574)	5,891 (1,455)
温 度 計	-	-	-	-
体 積 計	-	-	-	-
アネロイド型圧力計	3,183	4,651	4,296	3,994
アネロイド型血圧計	-	-	-	-
流 量 計	30	-	-	-
合 計	10,871 (1,527)	10,688 (1,442)	10,249 (1,574)	9,885 (1,455)

（注） 質量計（ ）内は指定製造事業者の製造分。

2 特定計量器の修理事業

特定計量器の修理事業者は、その事業ごとに県への届出が必要である。

(1) 修理事業者数及び事業所数

(令和8年3月31日現在)

事業区分	事業者数	事業所数	事業区分	事業者数	事業所数
タクシメーター	10(1)	23(1)	圧力計第1類	5(3)	5(3)
質量計第1類	15(5)	24(11)	圧力計第2類	7(3)	7(3)
質量計第2類	14(4)	22(9)	血圧計第1類	-	-
分銅等	3	5	血圧計第2類	-	-
自重計	17(1)	23(3)	濃度計第1類	4(2)	4(2)
ガラス製温度計	-	-	濃度計第2類	3(2)	3(2)
水道メーター第1類	-	-	濃度計第3類	3(3)	3(2)
水道メーター第2類	-	-	ホッパースケール	3(3)	3(3)
自動車等給油メーター	-	-	充填用自動はかり	4(3)	4(3)
小型車載燃料油メーター	1	1	コンベヤスケール	-	-
大型車載燃料油メーター	2	2	自動捕捉式はかり	4(3)	4(3)
定置燃料油メーター等	-	-	その他の自動はかり	2(2)	2(2)
液化石油ガスメーター	-	-	合 計	97(35)	135(47)
排ガス積算体積計	-	-	実 数	53(16)	82(23)
排水積算体積計	-	-			

(注) () 内は、届出者住所が県外にある事業者及び事業所数を再掲。

(2) 修理事業届出の取扱件数(令和7年度)

区 分	受理件数	事業者数
修理事業届出	1	1
届出申請書記載事項変更届	9	9
廃止届	0	0
合 計	10	10

3 特定計量器の販売事業

非自動はかり、分銅及びおもりなど法に定めるはかり等を販売する事業者は、県への届出が必要である。

(1) 特定計量器販売事業者

年 度	令和5年度	6	7
区 分			
質量計	758	753	758

(2) 販売事業届出の取扱件数(令和7年度)

区 分	受理件数	事業者数
販売事業届出	6	6
届出申請書記載事項変更届	23	20
廃止届	1	1
合 計	30	27

4 計 量 証 明 事 業

運送や売買のために貨物の計量や濃度、音圧レベル、振動加速度レベル等の計量を行う事業者は、事業の区分、事業所ごとに県への登録が必要である。

(1) 登録事業者数

(令和8年3月31日現在)

事業の区分	事業者数	事業所数
質量に係る計量証明の事業	108	121
体積に係る計量証明の事業	3	4
熱量に係る計量証明の事業	1	1
濃度に係る計量証明の事業	17	18
特定濃度に係る計量証明の事業	4	4
音圧レベルに係る計量証明の事業	7	7
振動加速度レベルに係る計量証明の事業	7	7
合 計	147 (124)	162 (138)

(注) () 内は実数。

令和7年度は年度末現在、124事業者、138事業所となっている。事業者が使用している特定計量器は、電気抵抗線式はかり、台手動はかり、熱量計、濃度計、騒音計、振動計、長さ計（体積）などである。

(2) 登録の取扱件数（令和7年度）

区 分	受理件数	事業者数
計量証明事業登録申請	1	1
登録申請書記載事項変更届	68	38
計量証明事業廃止届	2	2
計	71	41

5 代 検 査 業 務 の 届 出

取引や証明に使用される特定計量器は県の定期検査を受けなければならない。また、計量証明事業に使用される特定計量器は県の計量証明検査を受けなければならないが、あらかじめ県に届け出た計量士が代わって検査（代検査）をすることができる。

定期検査の代検査業務を行う計量士は45人、計量証明検査の代検査を行う計量士は27人である。（令和8年3月31日現在）

※ 代検査業務届出状況

令和7年度における代検査業務に関する届出件数 1件

令和7年度における代検査業務に関する届出廃止件数 2件